

岩手県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 盛岡市緑が丘一丁目、上田字毛無森及び上田字堤頭の各一部（別紙図面のとおり。）
 - (2) 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 盛岡市三ツ割字大平及び山岸字大平の各一部（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。